

【別紙】

新規就農者育成総合対策実施要綱（別記 2）就農準備資金・経営開始資金（抜粋）

第 5 就農準備資金及び経営開始資金の交付要件等

交付主体は、以下の要件を満たす者に対し、予算の範囲内で就農準備資金及び経営開始資金を交付する。

1 就農準備資金

（１）就農準備資金の交付対象者は、アからコまでの全て又はサの要件を満たす者とする。

ア 就農予定時の年齢が、原則 50 歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること。

イ 第 6 の 1 の（１）の研修計画（別紙様式第 1 号）が次に掲げる基準に適合していること。

（ア）新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金及び農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業（研修農場の整備）における研修機関等の認定基準について（令和 7 年 3 月 31 日付け 6 経営第 3260 号就農・女性課長通知。以下「研修機関等認定基準」という。）に基づき、就農に向けて必要な技術等を習得できる研修機関等（以下「認定研修機関」という。）であると都道府県又は農業経営・就農支援センター（全国型教育機関の場合は全国農業委員会ネットワーク機構）が認め、別記 5 の第 3 の 2 の（１）のオの新規就農支援ポータルサイト（以下「ポータルサイト」という。）に公表された研修機関等で研修を受けること。

（イ）研修期間が概ね 1 年かつ概ね年間 1,200 時間以上であり、研修期間を通して就農に必要な技術や知識を研修すること。

（ウ）先進農家又は先進農業法人（以下「先進農家等」という。）で研修を受ける場合にあっては、以下の要件を満たすこと。

a 当該先進農家等の経営主が交付対象者の親族（三親等以内の者をいう。以下同じ。）ではないこと。

b 当該先進農家等と過去に雇用契約（短期間のパート及びアルバイトを除く。）を結んでいないこと。

（エ）国内での最長 2 年間の研修後に最長 1 年間の海外研修を行う場合にあっては、以下の要件を満たすこと。

a 就農後 5 年以内に実現する農業経営の内容が明確であること。

b a の農業経営の内容と海外研修の関連性・必要性が明確であること。

ウ 常勤（週 35 時間以上で継続的に労働するものをいう。以下同じ。）の雇用契約を締結していないこと。

エ 原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていないこと。

また、過去に本事業、農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成 24 年 4 月 6 日付け 23 経営第 3543 号農林水産事務次官依命通知）の別記 1 農業次世代人材投資事業（以下「農業次世代人材投資事業」という。）、新規就農支援緊急対策事業実施要綱（令和 2 年 1 月 30 日付け元経営第 2478 号農林水産事務次官依命通知）の別記 1 就職氷河期世代の新規

就農促進事業、新規就農者確保加速化対策実施要綱（令和３年１月２８日付け２経営第 2558 号農林水産事務次官依命通知）の別記１就職氷河期世代の新規就農促進事業、新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和３年１２月 20 日付け３経営第 1996 号農林水産事務次官依命通知）の別記１新規就農促進研修支援事業（以下「新規就農促進研修支援事業」という。）、別記５就農準備支援事業（以下「就農準備支援事業」という。）又は新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和５年 12 月 1 日付け５経営第 2016 号農林水産事務次官依命通知）の別記１就農準備・経営開始支援事業（以下「就農準備・経営開始支援事業」という。）による研修計画の承認及び資金の交付を受けていないこと。

オ 研修終了後に親元就農（親族が経営する農業経営体に就農することをいう。以下同じ。）する予定の場合にあっては、就農に当たって家族経営協定等により交付対象者の責任及び役割（農業に専従すること、経営主から専従者給与が支払われること等）を明確にすること並びに就農後５年以内に当該農業経営を継承する、当該農業経営が法人化されている場合は当該法人の経営者（親族との共同経営者になる場合を含む。）となる（以下「農業経営を継承」という。）又は独立・自営就農（２の（１）のイに定める要件を満たすものに限る。以下同じ。）することを確約すること。

カ 研修終了後に独立・自営就農する予定の場合には、就農後（オの親元就農後５年以内に独立・自営就農する場合にあっては、経営開始後）５年以内に農業経営改善計画（基盤強化法第 12 条第 1 項に規定する農業経営改善計画をいう。以下同じ。）又は青年等就農計画（基盤強化法第 14 条の 4 第 1 項に規定する青年等就農計画をいう。以下同じ。）の認定を受けること。

キ 研修終了後に雇用就農する予定の場合には、研修終了後１年以内に正社員として期間の定めのない雇用契約を締結する、又は通算５年以上の雇用契約を締結すること。ただし、交付対象者が独立することを前提として雇用就農を行う場合は、就農後５年以内に独立・自営就農する、又は法人の共同経営者となること。

ク 第 6 の 1 の（１）の研修計画の承認申請時において、前年の世帯（本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当する。以下同じ。）全体の所得が 600 万円以下であること。ただし、600 万円を超える場合であっても、生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると交付主体が認める場合は、採択を可能とする。交付主体は生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると認めた根拠及び考え方を整理し、国から照会があった場合は提示すること。

ケ 研修中の事故による怪我等に備えて、交付期間が開始するまでに、又は第 6 の 1 の（１）の研修計画の承認申請前に研修を開始している者は承認申請までに傷害保険に加入していること。

コ 交付対象者は、原則として交付期間内に、農業経営人材育成研修プログラム（農林水産省が経営発展・就農促進委託事業により作成した研修プログラムをいう。以下同じ。）の初級コースなど、農業経営力の向上に資する研修を受講し、修了すること。

サ 就農準備・経営開始支援事業の第 7 の 1 の（１）の研修計画の承認を受けているが、承認された交付期間に応じた資金の交付が完了していないこと。

（２）交付金額及び交付期間

就農準備資金の額は、交付期間 1 月につき 1 人あたり 12.5 万円（1 年につき最大 150 万円）とする。また、交付期間は最長 2 年間とする。

なお、（１）のイの（エ）の海外研修を行う者については、交付期間を最長 3 年間とする。

（３）次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、交付主体は就農準備資金の交付を停止する。

ア （１）の要件を満たさなくなった場合

イ 研修を途中で中止した場合

ウ 研修を途中で休止した場合

エ 第 6 の 1 の（４）の研修状況報告を定められた期間内に行わなかった場合

オ 第 7 の 1 の（４）の研修実施状況の現地確認等により、新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金の考え方について（令和 4 年 3 月 29 日付け 3 経営第 3216 号農林水産省経営局就農・女性課長通知。以下「交付対象者の考え方」という。）を満たさない等、適切な研修を行っていないと交付主体が判断した場合（例：研修を行っていない場合、生産技術等を習得する努力をしていない場合など。）

カ 第 10 の 3 に定める国が実施する報告の徴収又は立入調査に協力しない場合

（４）次に掲げる事項に該当する場合は交付対象者は就農準備資金の一部又は全部を返還しなければならない。ただし、病気、災害等のやむを得ない事情があると交付主体が認めた場合（イの（ケ）に該当する場合は除く。）はこの限りでない。

ア 一部返還

（ア）（３）のアからウまで及びカに掲げる要件に該当した時点が既に交付した就農準備資金の対象期間中である場合にあっては、残りの対象期間の月数分（当該要件に該当した月を含む。）の就農準備資金を月単位で返還する。

（イ）（３）のエに該当した場合は、当該報告に係る対象期間の就農準備資金を返還する。

イ 全額返還

（ア）（３）のオに該当した場合

（イ）研修終了後（研修中止後及び第 6 の 1 の（７）のアの継続研修終了後を含む。以下同じ。）１年以内に、原則 50 歳未満で、独立・自営就農、雇用就農（農業法人等で常勤することをいう。以下同じ。）又は親元就農しなかった場合。ただし、第 6 の 1 の（７）のウによる手続を行い、研修終了から原則 2 年以内に独立・自営就農、雇用就農又は親元就農した場合を除く。

（ウ）（２）のなお書きにより海外研修を実施した者が就農後 5 年以内に（１）のイの（エ）の a の農業経営を実現できなかった場合

（エ）親元就農をした者が、（１）のオで確約したことを実施しなかった場合

（オ）独立・自営就農した者が就農後 5 年以内に農業経営改善計画又は青年等就農計画の認定を受けなかった場合

（カ）雇用就農をした者が、（１）のキの要件を満たさなかった場合

（キ）交付期間（第 7 の 1 の（13）のアの承認を受けた者は、本事業と就農準備・経営開始支援事業のうち就農準備支援資金との合計の交付期間）の 1.5 倍（（２）のなお書きにより海外研修を実施した者については 5 年間。以下同じ。）又は 2 年間のいずれ

か長い期間、就農を継続しない場合又はその間の農業の従事日数が一定（例：年間150日かつ年間1,200時間）未満である場合。ただし、第6の1の（7）のオによる
手続を行い、就農を中断した日から原則1年以内に就農を再開し、就農中断期間を
除いた就農期間の合計が交付期間（第7の1の（13）のアの承認を受けた者は、本
事業と就農準備・経営開始支援事業のうち就農準備支援資金との合計の交付期間）
の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間以上である場合を除く。

（ク）就農後、交付期間（第7の1の（13）のアの承認を受けた者は、本事業と就農準備・経営開始支援事業のうち就農準備支援資金との合計の交付期間）の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間以内（第6の1の（7）のオによる手続を行い、就農を中断した場合は、就農中断期間を除いた就農期間の合計が交付対象となる研修期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間以内）に第6の1の（7）の報告を定められた期間内に行わなかった場合

（ケ）虚偽の申請等を行った場合

第6 交付対象者の手続

1 就農準備資金

（1）研修計画の承認申請

就農準備資金の交付を受けようとする者は、研修計画（別紙様式第1号）を作成し、交付主体に承認申請する。

（2）研修計画の変更申請

（1）の承認を受けた者は、研修計画を変更する場合は、計画の変更を申請する（研修期間の変更を要しない研修内容の追加、月ごとの研修内容の順番の入替え等の軽微な変更の場合は除く。）。

（3）交付申請

（1）の承認を受けた者は、交付申請書（別紙様式第3号）を作成し、交付主体に就農準備資金の交付を申請する。交付の申請は1か月分から1年分までの間で交付主体が定める単位として行い、原則として、申請する就農準備資金の対象期間の最初の日から1年以内に行うものとする。

（4）研修状況報告

就農準備資金の交付を受けた者（以下「準備資金交付対象者」という。）は、研修状況報告書（別紙様式第4号）を交付主体に提出する。提出は半年ごととし、半年経過後、1か月以内に行う。

（5）交付の中止

準備資金交付対象者は、就農準備資金の受給を中止する場合は交付主体に中止届（別紙様式第6号）を提出する。

（6）交付の休止

ア 準備資金交付対象者は、病気などのやむを得ない理由により研修を休止する場合は交付主体に休止届（別紙様式第7号）を提出する。なお、休止期間は原則1年以内とする。

イ アの休止届を提出した準備資金交付対象者が研修を再開する場合は研修再開届（別紙

様式第 8 号)を提出する。

ウ 準備資金交付対象者が妊娠・出産又は災害により研修を休止する場合は、妊娠・出産については 1 度につき最長 3 年、災害については 1 度につき最長 1 年の休止期間を設けることができる。また、その休止期間と同期間、交付期間を延長できるものとし、イの研修再開届の提出と併せて(2)の手續に準じて研修計画の交付期間の変更を申請する。

(7) 研修終了後の報告

ア 就農状況報告

準備資金交付対象者は、研修終了後 6 年間、毎年 7 月末及び 1 月末までにその直前の 6 か月間の就農状況報告(別紙様式第 9 号)を交付主体に提出する。ただし、交付主体が市町村であつて、交付対象者が、研修終了後に同市町村から第 2 の 2 の経営開始資金の交付を受ける場合は、2 の(6)に基づく就農状況報告をもって本事業の就農状況報告に代えることができる。

なお、就農準備資金の受給終了後、引き続き、就農に向けてより高度な技術、知識等を習得するための研修、進学等(以下「継続研修」という。)を行う場合は、継続研修計画(別紙様式第 10 号)を作成し、(1)の手續に準じて、交付主体に申請するとともに、継続研修開始後 1 か月以内に継続研修届(別紙様式第 11 号)を交付主体に提出する。継続研修は就農準備資金受給終了後、原則 1 か月以内に開始するものとし、その期間は原則として 4 年以内とする。

継続研修を行う場合、第 5 の 1 の(4)のイの(イ)の研修終了後 1 年以内とは継続研修の終了後 1 年以内とする。また、継続研修の期間中は(4)の規定に準じて、交付主体に研修の実施状況の報告を行わなければならない。

イ 住所等変更報告

準備資金交付対象者は、交付期間内及び交付期間終了後 6 年間に氏名、居住地、電話番号等を変更した場合は、変更後 1 か月以内に住所等変更届(別紙様式第 12 号)を交付主体に提出する。

ウ 就農遅延報告

準備資金交付対象者は、やむを得ない理由により研修終了後 1 年以内に、独立・自営就農、雇用就農又は親元就農が困難な場合は、交付主体に就農遅延届(別紙様式第 13 号)を提出する。なお、就農遅延期間は研修終了後から原則 2 年以内とする。

エ 就農報告

準備資金交付対象者は、研修終了後、独立・自営就農、雇用就農又は親元就農した場合は、就農後 1 か月以内に就農届(別紙様式第 14 号)を交付主体に提出する。

オ 就農中断報告

準備資金交付対象者は、研修終了後の就農継続期間中にやむを得ない理由により就農を中断する場合は、中断後 1 か月以内までに交付主体に就農中断届(別紙様式第 15 号)を提出する。なお、就農中断期間は就農を中断した日から原則 1 年以内とし、就農を再開する場合は就農再開届(別紙様式第 16 号)を提出する。

カ 離農報告

準備資金交付対象者は、交付期間終了後 6 年の間に離農した場合は、離農後 1 か月以

内に離農届（別紙様式第 21 号）を交付主体に提出する。

（8）返還免除

準備資金交付対象者は、第 5 の 1 の（4）のただし書の病気、災害等のやむを得ない事情に該当する場合は返還免除申請書（別紙様式第 18 号）を交付主体に提出する。